

(略)

東京都監査委員	伊 藤 ゆ う
同	伊 藤 こういち
同	茂 垣 之 雄
同	岩 田 喜美枝
同	松 本 正一郎

令和 4 年 1 月 2 1 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、江東区辰巳三丁目の都公共駐車場に関し、請求人らが 9 0 0 万円の損害を被ったなどとして、都の謝罪とともに、慰謝料等の損害賠償を求めているものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

そして、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されてい

いと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法」である（平成2年6月5日最高裁判決）。

これを本件についてみると、「東京港管理事務所」「江東区辰巳三丁目」「都公共駐車場」「駐車場組合への支給を停止」「今回の被害を賠償する（年間300万円×3年）」「慰謝料を請求する」などの本件請求書及び本件請求書に添付された地形図と題された書面（以下「本件請求書等」という。）の記載を基に予備的調査を実施したところ、請求人が言及する都の駐車場は、江東区辰巳三丁目に所在する辰巳ふ頭港湾施設用地の辰巳臨時シャーププールであり、本件請求は、辰巳臨時シャーププールや近隣道路に関する何らかの公金の支出（以下「本件支出」という。）に関して、その損害補填の措置等を請求しているものと解される。しかしながら、本件請求書等からは、本件支出について、上記最高裁判決で説示する、財務会計行為を特定認識できるように個別的、具体的に摘示しているものは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。